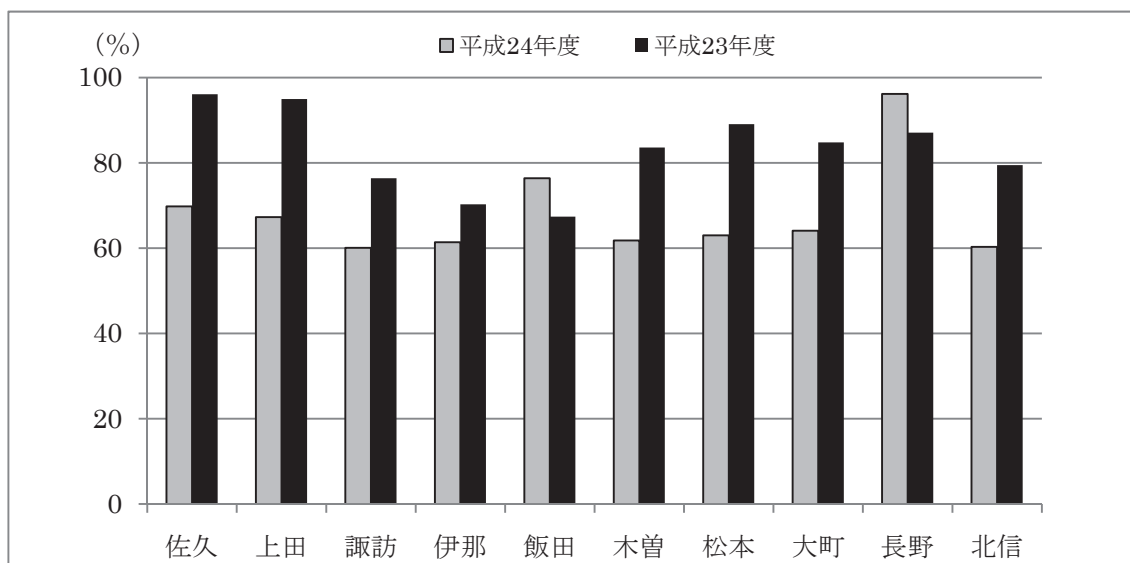


下のグラフは、合同庁舎の平成 24 年度と平成 23 年度の落札率を比較したものである。

飯田合同庁舎及び長野合同庁舎の平成 24 年度の落札率は平成 23 年度より上昇しており、その他の合同庁舎の平成 24 年度の落札率は平成 23 年度より減少している。

落札率比較



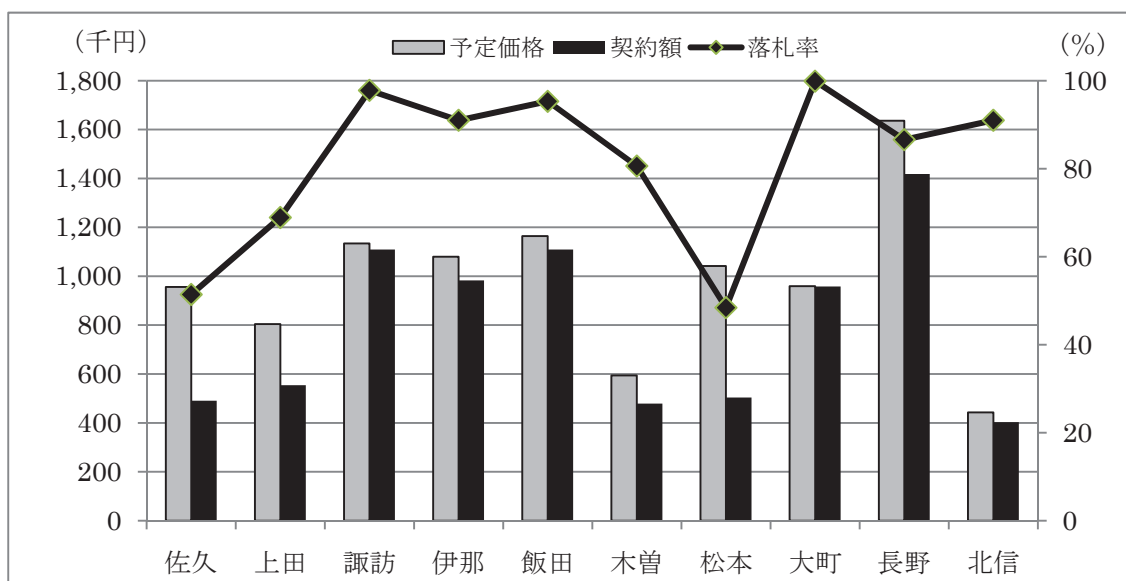
(長野県資料より監査人が作成)

② エレベータ保守、警備、電話交換・受付業務

下のグラフは、エレベータ保守業務について、合同庁舎の平成 23 年度の予定価格、契約額と落札率を比較したものである。

予定価格は長野合同庁舎が高く北信合同庁舎が低い。

エレベータ保守業務の比較



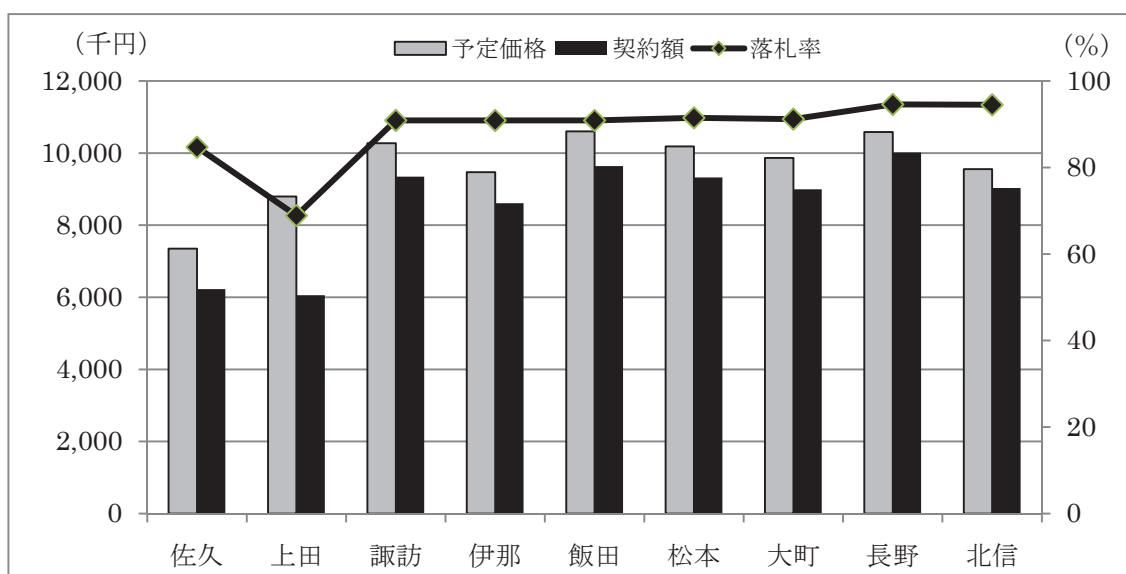
(長野県資料より監査人が作成)

下のグラフは、警備業務について、合同庁舎の平成 23 年度の予定価格、契約額と落札率を比較したものである。

木曾合同庁舎は建設部の業務と合算して発注しており落札率を算出していないため比較対象から外している。

警備業務では合同庁舎間で大きな開きはみられない。

警備業務の比較

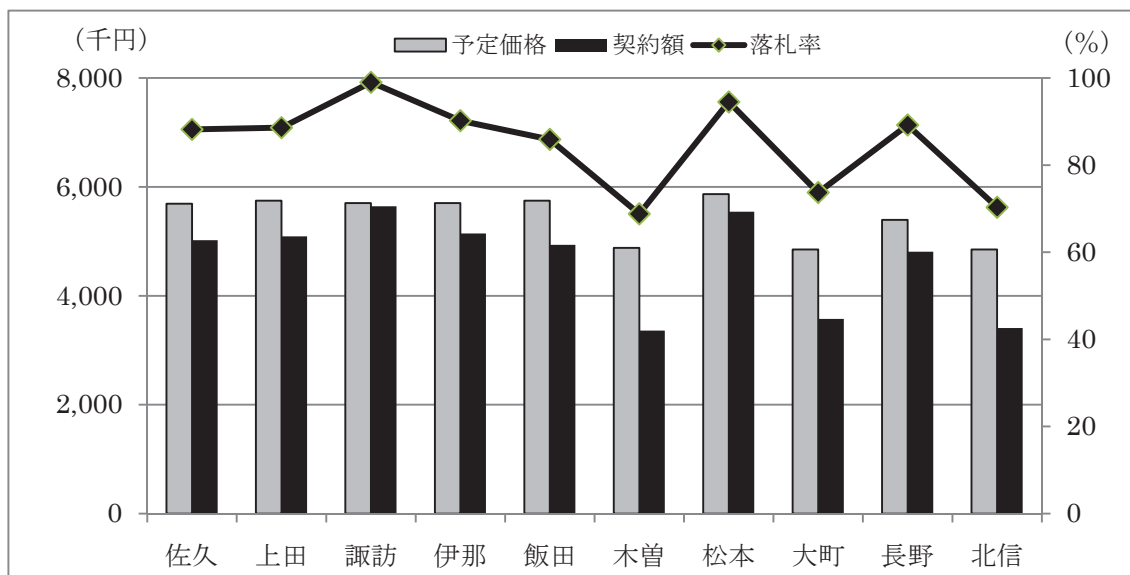


(長野県資料より監査人が作成)

下のグラフは、電話交換・受付業務について、合同庁舎の平成23年度の予定価格、契約額と落札率を比較したものである。

木曾合同庁舎、大町合同庁舎及び北信合同庁舎の予定価格及び契約額が低いのは電話交換・受付業務のうち、受付業務がないためである。

電話交換・受付業務の比較



(長野県資料より監査人が作成)

2. 監査の結果と意見

【意見①】 最低制限価格制度の導入拡大について

最低制限価格制度は、県庁舎では平成 22～23 年度の警備業務委託において、合同庁舎では平成 24 年度の清掃・設備管理業務委託において導入している。

合同庁舎に最低制限価格制度を導入した結果、サービス水準は前年度と同様にも関わらず、落札額は上昇している。ダンピング防止効果があるとともに、労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行確保にも十分効果があると考ええる。

最低制限価格制度を導入するにあたり、積算方法及び仕様書の統一化が必要となる。県有施設で共通する業務について、積算方法及び仕様書の統一化を進めるとともに、統一化された業務の中で最低制限価格制度適用可能な業務については、順次導入していくことが望まれる。

【意見②】 サービス水準の評価と設定の見直し

県は、平成 25 年度に向けて、庁舎における施設管理業務(清掃等)のサービス水準がどの程度が適切なかを検討しているところである。

今後は、人件費の単純な削減ではなく、民間の経営ノウハウの中から作業効率の改善や管理方法の革新による業務効率の向上を引き出し、予算総額を抑制するために業務の見直しを行うとともに、一方で雇用者の労働条件の悪化防止、契約内容の適正な履行がなされるよう総合評価落札方式などの導入についても検討することが望まれる。

第4章 IT 調達について

1. 概要

(1) IT 調達（情報システムの調達）にかかる実績

情報システムとは、一般に、コンピュータ(電子計算機)によって、高度な情報処理を可能としたものを指す。情報システムを利用することにより、各種データ(情報)の登録や保存、加工等を速やかに行うことが可能となることから、地方自治体の行政事務においても、その実施にあたり多くの情報システムを活用している。県においても、予算編成システムや財務会計システム、職員履歴管理システム、物品管理等システムを始め、各部署において大小の情報システムを用いている。このように、行政事務を迅速かつ効果的に行うために情報システムは不可欠なものとなっているが、一方で、その調達及び維持管理等に要する支出も多額なものとなっていることが推測される。

情報システムの調達及び維持管理等に要する支出は、複数の予算科目にわたる。例えば、情報システムを購入した場合、その調達に要する支出は備品購入費にて計上され、リース契約に基づいて調達した場合には、使用料及び賃借料として計上される。加えて、調達に際して、その開発や業務等を外注した場合には委託料となる。また、調達した情報システムを継続的に運用するためには、定期的な維持管理や保守業務が必要となるが、その多くは委託料として計上されるか、リース契約に含まれる場合には使用料及び賃借料の一部として計上される。更には、情報システムへのデータ入力作業や、入力用データの加工・集計作業等といった情報システムの運用に要する作業を外注した場合には委託料が計上される。

現状、県においては、県全体の情報システムの調達及び維持管理等に要する支出が把握されていないことから、今般、監査人が収集した調査票より集計したところ、システム開発、保守、データ入力等の委託料として計上されているもののみで、全 137 件(本庁 122 件、現地機関 15 件)、1,422,610 千円(本庁 1,372,167 千円、現地機関 50,443 千円)であった。

金額的に多い部局は、①企画部、②建設部、③総務部、④警察本部であり、企画部は高速情報通信ネットワークの整備、建設部は各種システムの運用管理の委託が多いためである。

情報システムに関連する委託料の実績（平成 23 年度）

部局名	本庁		現地機関	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
危機管理部	0	0	0	0
企画部	12	416,468	0	0
総務部	24	261,562	3	1,108
健康福祉部	16	43,491	2	1,235
環境部	4	15,404	1	8,085
商工労働部	5	31,947	1	2,148
観光部	4	19,370	0	0
農政部	5	9,377	0	0
林務部	6	16,382	0	0
建設部	26	407,302	2	12,747
会計局	3	30,674	0	0
企業局	2	5,693	1	1,323
教育委員会	7	13,226	3	434
警察本部	8	106,673	2	23,363
行政委員会	0	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0
合計	122	1,377,567	15	50,443

(出所) 監査人による調査票に基づく

(2) 情報システム調達指針

① 策定の趣旨

長野県においては、IT 調達の適正化の観点から、平成 16 年 9 月に「情報システム調達指針－IT 調達ガイドライン－」を策定しており、長野県が行う情報システムの調達は、この指針に従って実施されてきたところである。その後、IT 技術の進歩等を踏まえて、平成 23 年 1 月に改訂版が策定されており、この改定にあたっては、特に、発注者の責務を重視し、調達の目的や効果を明確にすること、事前・事後の評価、調達価格の妥当性のチェック、マネジメントとして調達を監理し品質向上、投資の効率化を図ることなど、最適なシステム調達を進める上での留意点をよりわかりやすく示すことを企図したものとなっている。

【指針の趣旨】

この指針は、情報システムの調達、電子自治体の構築、行財政改革等と整合性を保ち、統一的に実施されるとともに、情報システムの調達に関する問題を解決し、調達成果物の品質向上と効率的な IT 投資を図るために策定し、仕様作成や検収作業の技術力を向上させること、見積の妥当性を高めること、及び、運用開始後に効率性・有効性の評価を行うことなどにより、コストパフォーマンスの高い情報システムの調達を目指していくために示すものです。

(「情報システム調達指針－IT 調達ガイドライン－」平成 23 年 1 月より抜粋)

② 指針の適用範囲

長野県が調達する情報システムの開発(情報システムをパッケージソフトにより導入する場合を含む。)、改修、運用支援及び保守・維持管理のための調達に適用することとしている。

③ 情報システム調達指針の概要

情報システム調達指針の概要は以下のとおりである。